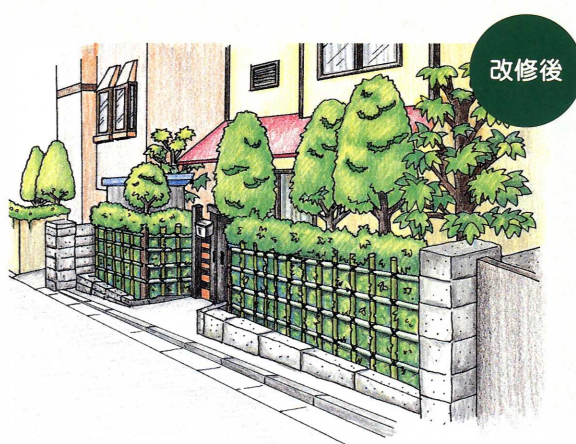
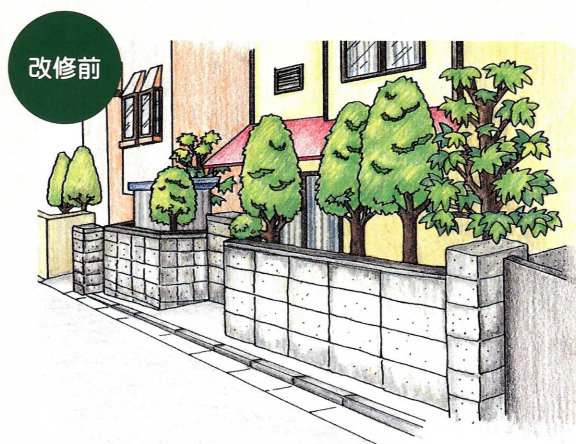




生垣にしてみませんか！



接道部緑化助成制度のご案内
新 宿 区



接道部緑化助成制度（生垣・植樹帯・ブロック塀等撤去）のご案内

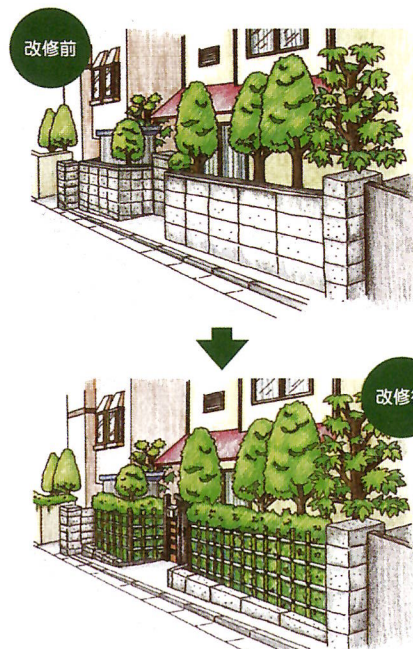
緑化に伴う

接道部緑化助成制度とは

道路に面した敷地「接道部」にあるブロック塀などが、災害で倒壊するのを防ぎ あわせて、みどり豊かな都市景観をつくるため、生垣・植樹帯をつくる費用やその際のブロック塀等の撤去費用の一部を助成する制度です。

助成の対象となるのは、新宿区内に土地を所有又は管理している方です。

（ただし、不動産業者等で、土地及び建物の売買等を目的とする場合や、緑化計画書の提出が必要となる場合などは除きます。）



助成の種類と助成額

種別	助成の要件（長さ 1m 未満の端数は、切り捨て）		助成額	上限額
生垣	● 長さが 2.0m 以上	● 高さ 1.0m 以上 1.5m 未満 の樹木が、相互に葉が触れ合う程度に列植されているもの	17,000 円/m	40 万円
		● 高さ 1.5m 以上 の樹木が、相互に葉が触れ合う程度に列植されているもの	21,000 円/m	
植樹帯	● 長さが 2.0m 以上	● 高さ 0.3m 以上 の樹木が、相互に葉が触れ合う程度に植栽され、かつ、高さ 1.0m 以上の樹木が、長さ 2m につき 1 本以上 の割合で植栽されているもの	7,000 円/m	
		● 高さ 0.3m 以上 の樹木が、相互に葉が触れ合う程度に植栽され、かつ、高さ 3.0m 以上の樹木が、長さ 4m につき 1 本以上 の割合で植栽されているもの	14,000 円/m	
等ブロック塀撤去	● 高さが 1.0m 以上	● 万年塀の撤去	6,000 円/㎡	40 万円
		● ブロック塀や大谷石塀の撤去	12,000 円/㎡	

助成を受けるための条件

- 生垣・植樹帯を新しくつくる工事、もしくは、ブロック塀等を生垣・植樹帯にする工事であること。
- 道路に直接面するように、樹木を植えること（道路側にフェンスなどを設置することはできません）。
- 前面の道路の幅が 4 m 以上あること、もしくは、道路中心線から 2 m 後退できること。
- 土留めの高さが 40cm 程度であること（地形の関係で道路との高低差があるときは、ご相談ください）。
- ブロック塀等の撤去費用の助成を受けるには、**工事着手前に区職員の現地調査及び助成金の申請手続きが必要です。**
- ネットフェンスなどの撤去費用は、ブロック塀等撤去の助成の対象とはなりません。
- 撤去するブロック塀等の長さが接道部緑化の長さを超える場合は、その超える部分を除きます。

必要書類

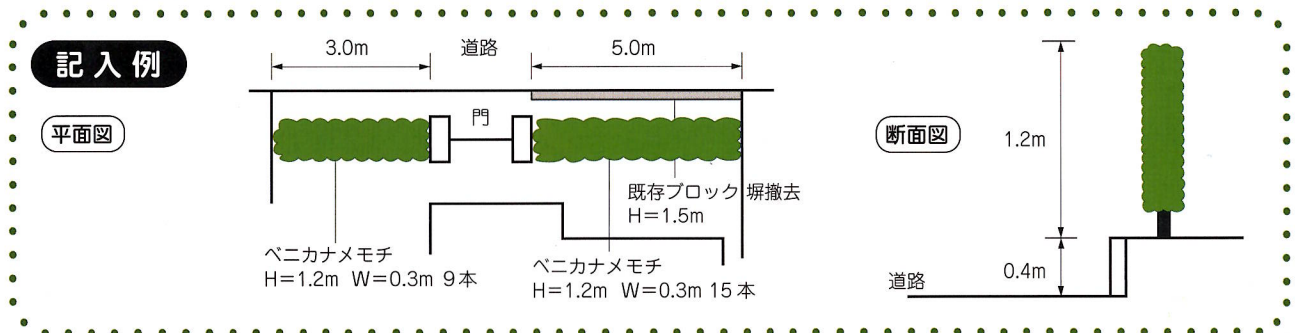
接道部緑化助成の手続きには、所定の用紙とともに、以下の添付書類が必要となります。

工事前必要書類 ※申請前に職員が現地調査をします。

1 設置場所案内図

2 緑化の計画図（平面図や断面図）

記入例を参考にして作成してください。（家の新築工事などで図面がある場合は、別紙で添付されても結構です。）



○ブロック塀の撤去がある場合、その位置も記入してください。

3 工事前の現場写真

工事に取りかかる前に、接道部緑化を行う場所を数箇所選んで撮影してください。

現場全体の状態がわかるような撮影をお願いします。

工事後必要書類 ※工事後に職員が現地調査をします。

1 工事後の現場写真

工事後の写真は、工事前の写真と比べられるように、同じ方向からの撮影をお願いします。

2 緑化の完了図（平面図や断面図）

緑化の計画図の作成と同じ要領で、完成した生垣や植樹帯の寸法に基づいた図面を作成してください。この図面を資料として、現場検査を行います。

3 接道部緑化工事の領収書の写し

接道部緑化工事の領収書の写しが必要となります。ベニカナメモチ



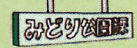
生垣・植樹帯によく使われる樹木の特性

樹木の名前	特性	日向を好む	日影に耐える	低湿地に強い	乾燥地に強い	大気汚染に強い	火強	自然型に向く	いつも葉が緑	冬落葉	花が美しい	葉が美しい
アセビ			○		○	○		○	○		○	
イヌツゲ		○	○	○	○	○			○			
カイツカイブキ		○			○	○			○			
カナメモチ		○					○		○			○
サツキツツジ		○	○					○	○		○	
ジンチョウゲ		○	○	○		○	○	○	○		○	
ドウダンツツジ		○		○						○	○	○
ヒイラギ			○		○	○			○			

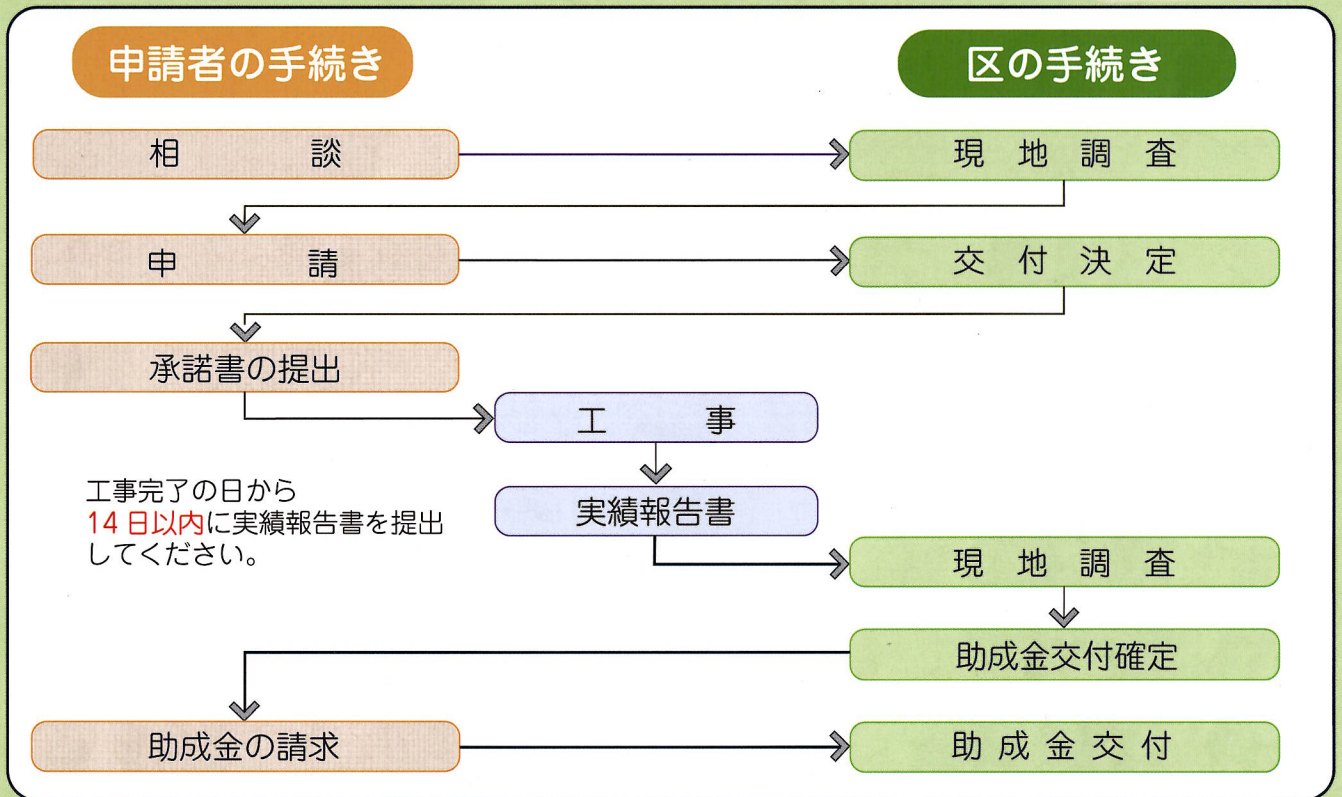
○みどりの助成制度のご利用にあたって

接道部緑化・屋上等緑化助成制度の申請用紙は、区役所本庁舎7階のみどり公園課で配布しています。利用を希望される方は、事前にご連絡ください。

申請用紙は、区のホームページからもダウンロードできます。



○手続きの流れ



※助成金は、交付決定額を超えた交付はできません。

○その他条件など

- ・接道部緑化・屋上等緑化工事が完了したときは、工事完了の日から「**14日以内**」に実績報告書を提出してください。
- ・正当な理由なしに緑化造成工事を著しく遅延させ、完了の見込みがないと認められるときは、当該交付決定を取り消すことがあります。
- ・緑化造成後、「**5年間**」は撤去できません。
- ・緑化造成に起因する事故について、区は一切の責任を負いません。